

議事日程(第3号)

令和6年3月8日 午前10時00分開議

日程第 1	第 1号議案	令和5年度中間市一般会計補正予算(第10号)
日程第 2	第 2号議案	令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)
日程第 3	第 3号議案	令和5年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 4	第 4号議案	令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (日程第1～日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 5	第 6号議案	中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	第 7号議案	中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	第 8号議案	中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	第 9号議案	中間市市税条例の一部を改正する条例
日程第 9	第10号議案	中間市手数料条例の一部を改正する条例
日程第10	第11号議案	中間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
日程第11	第12号議案	中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第12	第13号議案	中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	第14号議案	中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 4 第 1 5 号議案 中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 第 1 6 号議案 中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 第 1 7 号議案 中間市レンタサイクル用自転車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 第 1 8 号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 第 1 9 号議案 中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 第 2 0 号議案 中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 第 2 1 号議案 中間市中央公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 第 2 2 号議案 中間市水道事業給水条例及び中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
(日程第 5 ～日程第 2 1 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 2 請 願 第 1 号 学校給食の無償化継続を求める請願
(日程第 2 2 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 3 第 2 3 号議案 令和 6 年度中間市一般会計予算
- 日程第 2 4 第 2 4 号議案 令和 6 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 2 5 第 2 5 号議案 令和 6 年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第 2 6 第 2 6 号議案 令和 6 年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 7 第 2 7 号議案 令和 6 年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第 2 8 第 2 8 号議案 令和 6 年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 9 第 2 9 号議案 令和 6 年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 0 第 3 0 号議案 令和 6 年度中間市公共下水道事業会計予算
- 日程第 3 1 第 3 1 号議案 令和 6 年度中間市水道事業会計予算
(日程第 2 3 ～日程第 3 1 質疑・委員会付託)
- 日程第 3 2 第 3 2 号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
(日程第 3 2 提案理由説明・質疑・委員会付託)
- 日程第 3 3 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番 小林 信一君	２番 堀田 克也君
３番 田口 善大君	４番 蛙田 忠行君
５番 柴田 芳信君	６番 田口 澄雄君
７番 山本 慎悟君	８番 安田 明美君
９番 掛田るみ子君	１０番 中尾 淳子君
１１番 阿部伊知雄君	１２番 大和 永治君
１３番 柴田 広辞君	１４番 下川 俊秀君
１５番 井上 太一君	１６番 中野 勝寛君

欠席議員（０名）

欠 員（０名）

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 福田 浩君	総務部長 …………… 田代 謙介君
教育長 …………… 蔵元 洋一君	総務部長 …………… 後藤 謙治君
市民部長 …………… 米満 孝智君	保健福祉部長 …… 冷牟田 均君
教育部長 …………… 北原 鉄也君	建設産業部長 …… 村上 智裕君
環境上下水道部長 …………… 田中 秀一君	
消防長 …………… 高野 智宏君	総務課長 …………… 井上 篤君
財政課長 …………… 持田 将一君	課税課長 …………… 大内 智二君
健康増進課長 …… 八汐 雄樹君	こども未来課長 … 平川 佳子君
介護保険課長 …… 向 貴幸君	都市計画課長 …… 高橋 隆幸君
教育施設課長 …… 清水 秀一君	生涯学習課長 …… 亀井 誠君
上水道課長 …………… 伊藤 英彦君	下水道課長 …………… 松永 嘉伸君
消防本部次長 …… 上本 聡君	予防課長 …………… 伊藤 裕之君

事務局出席職員職氏名

事務局長 佐伯 道雄君	書 記 志垣 憲一君
書 記 本田 裕貴君	書 記 山本 和美君

議案の委員会付託表

令和 6 年 3 月 8 日

第 1 回中間市議会定例会

議案番号	件 名	付託委員会
第 2 3 号議案	令和 6 年度中間市一般会計予算	別 表 3
第 2 4 号議案	令和 6 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算	市民厚生
第 2 5 号議案	令和 6 年度中間市住宅新築資金等特別会計予算	
第 2 6 号議案	令和 6 年度中間市地域下水道事業特別会計予算	産業消防
第 2 7 号議案	令和 6 年度中間市公共用地先行取得特別会計予算	総合政策
第 2 8 号議案	令和 6 年度中間市介護保険事業特別会計予算	市民厚生
第 2 9 号議案	令和 6 年度中間市後期高齢者医療特別会計予算	
第 3 0 号議案	令和 6 年度中間市公共下水道事業会計予算	産業消防
第 3 1 号議案	令和 6 年度中間市水道事業会計予算	
第 3 2 号議案	中間市介護保険条例の一部を改正する条例	市民厚生

別 表 3

令和6年度中間市一般会計予算

条	付 託 事 項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算	別 表 4
第2条	第2表 債務負担行為	各委員会
第3条	第3表 地方債	総合政策
第4条	一時借入金	
第5条	歳出予算の流用	

別 表 4

歳 入

款 別	款 名 ・ 項 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款 別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総合政策
2	総 務 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	
		1項5目・6目・8目の一部、1項13目・14目、1項15目の一部	産業消防
		1項1目・5目・15目の一部、2項1目の一部、2項2目、3項1目の一部	市民厚生
3	民 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	総合政策
		1項1目・3目の一部、1項13目、2項1目・4目・6目の一部、3項1目の一部	

4	衛 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		1 項 1 目の一部、2 項 1 目の一部、3 項 1 目	総合政策
		1 項 1 目・2 目の一部、1 項 4 目、2 項 1 目の一部	産業消防
5	労 働 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	
		1 項 1 目の一部	市民厚生
6	農林水産業費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1 項 2 目・4 目の一部、2 項 2 目	総合政策
7	商 工 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1 項 1 目・4 目の一部	総合政策
8	土 木 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1 項 1 目の一部、2 項 3 目の一部、4 項 1 目・2 目の一部、5 項 1 目の一部	総合政策
9	消 防 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1 項 1 目・3 目の一部、1 項 4 目	総合政策
1 0	教 育 費	全 項	
1 1	災害復旧費	全 項	産業消防
1 2	公 債 費	全 項	総合政策
1 3	予 備 費	全 項	

午前10時00分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第1号議案

日程第2. 第2号議案

日程第3. 第3号議案

日程第4. 第4号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第1、第1号議案から日程第4、第4号議案までの令和5年度各会計補正予算4件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第10号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、今回の補正予算の歳入の主なものとして、普通交付税におきましては、再算定が行われたことに伴い、1億780万7,000円が追加計上され、寄附金におきましては、個人版ふるさと納税が大幅な減額となり、1億5,000万円が減額されています。

繰入金におきましては、中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金繰入金に1億8,300万円が計上され、同額を取り崩し、教育環境の充実や生涯学習の推進のための財源として活用することとなっております。

また、繰越金におきましては、前年度繰越金に3億7,651万4,000円、諸収入におきましては、中間市行橋市競艇組合事業収入に1億800万円が追加計上され、市債におきましては、対象事業費の確定等に伴い、合計1億310万円が減額されています。

次に、歳出の主なものとして、総務費におきましては、個人版ふるさと納税の減額に伴い、ふるさと納税事務に係る経費が9,100万7,000円減額されています。

また、財政調整基金積立金には、普通交付税の再算定結果及び決算見込みに基づいた財源調整により4億8,148万4,000円が追加計上されています。

さらに、中間市行橋市競艇組合事業収入の額の確定に伴い、中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金積立金に1億8,300万円が計上されています。

教育費におきましては、小中学校の消防設備点検の指摘された不具合を早急に解消する

ため、防排煙制御設備等改修委託料として、小学校費にあつては3,453万1,000円が、中学校費にあつては1,358万7,000円が計上され、あわせて繰越明許費が設定されています。

以上により、歳入歳出それぞれ4億1,647万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ199億2,068万7,000円とするものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第2号議案及び第4号議案の各会計補正予算3件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第1号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、国庫支出金においては、対象事業費の確定等に伴い、民生費国庫負担金において5,113万5,000円、民生費国庫補助金において908万1,000円がそれぞれ減額されています。

県支出金においても、対象事業費の確定等に伴い、民生費県負担金において502万4,000円が追加され、民生費県補助金において453万5,000円が減額されています。

次に、歳出の主なものとして、民生費においては、生活保護費のうち、生活扶助費及び医療扶助費が1億68万7,000円減額されています。

衛生費においては、新型コロナウイルスワクチン接種について、特例臨時接種は本年度末で終了するものの、令和6年度にも継続して接種委託料の支払いや問合せ対応等の業務が発生する見込みであることから、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費に721万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業に係る経費に2,495万2,000円の繰越明許費がそれぞれ設定されています。

次に、特別会計について申し上げます。

初めに、第2号議案、令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、医療費の増額等に伴い、県補助金が4,436万5,000円追加され、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定等に伴い、一般会計繰入金に1,183万6,000円減額されています。

次に、歳出の主なものとして、職員人件費の減額等により、総務費が424万8,000

0円減額され、医療費の増額に伴い、保険給付費が1,458万8,000円追加されています。

以上により、歳入歳出それぞれ1,034万円が追加され、予算総額は歳入歳出それぞれ5億3,026万円となっています。

次に、第4号議案、令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、一般会計からの事務費繰入金が36万円、保険基盤安定繰入金が716万円それぞれ減額されています。

次に、歳出の主なものとして、後期高齢者医療広域連合納付金が716万円減額されています。

以上により、歳入歳出それぞれ711万8,000円が減額され、予算総額は歳入歳出それぞれ8億9,485万3,000円となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第1号議案、第2号議案及び第4号議案のいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第3号議案の各会計補正予算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第1号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、国庫支出金の衛生費国庫補助金においては、対象事業費の確定等に伴い、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が2,026万6,000円の減額となっております。

また、国庫支出金の土木費国庫補助金においては、地域居住機能再生推進事業分等の住宅市街地総合整備事業費補助金が591万5,000円の減額となっております。

次に、歳出の主なものにつきましては、土木費では、事業費の確定等に伴い、塘ノ内砂山線街路事業負担金で1億450万円、中鶴地区建替事業で1,304万4,000円がそれぞれ減額となっております。

また、黒川歩道橋補修事業につきましては、2,055万円の繰越明許費が設定されています。

また、衛生費では、環境衛生費において、再生可能エネルギー推進補助金が2,026

万6, 000円の減額となっております。

次に、第3号議案、令和5年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算は、国庫補助金の交付額が予算額を大幅に下回る額であったことから、中鶴下水処理場につきましては、令和6年度に工事を延期することとなり、不用となった予算を減額するものでございます。

まず、歳入の主なものとして、一般会計繰入金が1, 014万6, 000円、地域下水道施設改良等基金繰入金が2, 500万円、国庫補助金が5, 972万9, 000円それぞれ減額されています。

次に、歳出の主なものとして、中鶴下水処理場撤去工事に関する予算8, 000万円が全て減額されています。

また、曙下水処理場撤去工事に係る工事請負費の執行残1, 487万5, 000円についてもあわせて減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ9, 487万5, 000円が減額され、予算総額は歳入歳出それぞれ1億1, 534万9, 000円となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第1号議案及び第3号議案はいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより第1号議案から第4号議案までの令和5年度各会計補正予算4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第1号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案、令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第3号議案、令和5年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案、令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5. 第 6号議案

日程第 6. 第 7号議案

日程第 7. 第 8号議案

日程第 8. 第 9号議案

日程第 9. 第10号議案

日程第10. 第11号議案

日程第11. 第12号議案

日程第12. 第13号議案

日程第13. 第14号議案

日程第14. 第15号議案

日程第15. 第16号議案

日程第 16. 第 17 号議案

日程第 17. 第 18 号議案

日程第 18. 第 19 号議案

日程第 19. 第 20 号議案

日程第 20. 第 21 号議案

日程第 21. 第 22 号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 5、第 6 号議案から日程第 21、第 22 号議案までの条例改正 17 件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 6 号議案から第 8 号議案まで、並びに第 20 号議案及び第 21 号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第 6 号議案、中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律である、マイナンバー法が改正されることに伴い、本市が独自に個人番号を利用することができる範囲について、マイナンバー法の規定を利用して事務及び情報が定められていましたが、法改正により当該規定が削られたことから、マイナンバー法に定義された用語に改めるものとなっております。

なお、条例の施行日は、マイナンバー法の改正の施行の日となっております。

次に、第 7 号議案、中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、フルタイムの会計年度任用職員の勤勉手当についてもあわせて見直されたことから、本市においても会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するものです。

条例改正の主な内容は、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する規定を追加するとともに、同職員の期末手当及び勤勉手当の支給率について、一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員の給与水準との均衡を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員と同率となるよう、期末手当の支給率を改めるものとなっております。

なお、条例の施行日は令和 6 年 4 月 1 日となっております。

次に、第 8 号議案、中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい

て申し上げます。

今回の条例改正は、先ほどの第7号議案で報告いたしましたとおり、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴うものです。

条例の改正内容としては、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとなったことから、育児休業をしている場合の勤勉手当の支給対象者につきましても、会計年度任用職員を含めるものとなっております。

なお、条例の施行日は令和6年4月1日となっております。

次に、第20号議案、中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、中間市立小中学校通学区域審議会について、本年4月に実施される教育委員会の事務局の組織改編に伴い所管部署を見直し、また、児童生徒の通学区域の適正に関する事項を調査・審議する必要性が生じた場合に、円滑かつ適切に実施できるよう、委員の構成、任期、資格等を見直すものです。

条例改正の主な内容としては、まず、審議会の委員の人数にあつては、組織構成を柔軟に対応させるため、15人に固定されているものを15人以内とし、審議会の委員の要件にあつては、校区の関係者とされているものを地域コミュニティ組織の代表者とするものとなっております。

さらに、委員の任期にあつては、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了し、答申を行う期末の日までとなっており、審議会の庶務にあつては、教育委員会の事務局において市立小中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関する事務を所管する部署において処理することとなっております。

なお、条例の施行日は令和6年4月1日となっております。

次に、第21号議案、中間市中央公民館条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、令和6年度から現在の中間市保健センターである施設にその機能に移転予定であった中間市中央公民館について、公共施設の最適化の取組を推進し、その効果の最大化を図るため、引き続き検討した結果、中間市市民会館を社会教育、生涯学習行政の中核となる拠点として位置付けた上で、中央公民館の機能を中間市市民会館に移転することとなったことから、中間市中央公民館の位置を、現在中間市保健センターである施設から中間市市民会館に変更されるものとなっております。

なお、条例の施行日は令和6年4月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第6号議案から第8号議案まで並びに第20号議案及び第21号議案については、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第9号議案及び第11号議案から第16号議案までの条例改正7件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第9号議案、中間市市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、災害により被害を受けた被災者の経済的負担の軽減を図るため、市民税の減免対象者を追加するものです。

条例改正の内容としましては、国税においては、災害により被害を受けた者に対する免除が定められていることから、国税と整合性を確保するため、市民税においても災害により被害を受けた者を減免の対象者に追加するものとなっております。

なお、条例の施行日は、令和6年4月1日となっております。

次に、第11号議案、中間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、第二期中間市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が来年度に満了となり、次期計画を市町村こども計画と一体のものとして作成することを予定していることから、中間市子ども・子育て会議の設置目的、所掌事務等を見直すものです。

条例改正の主な内容としては、こども基本法に基づく関係者相互の連携の確保を設置目的に掲げるとともに、市町村こども計画に関して調査・審議すること及びこども施策の事務を実施するに当たって関係機関の協議及び連絡調整を行うことを所掌事務に加えるものとなっております。

なお、条例の施行日は、公布の日となっております。

次に、第12号議案、中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について条例を定める際の基準となる内閣府令が改正されたことに伴うものです。

条例改正の主なものとしては、運営規程の概要等の重要事項について、書面による掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこと、また、利用申込者に対する説明について、電磁的方法により重要事項を提供する場合に使用する電磁的記録媒体については、特定の電磁的記録媒体の種類を示さないことなど、内閣府令の改正と同様の内容の改正を行うものとなっております。

なお、条例の施行日は、原則公布の日とし、インターネットによる重要事項の閲覧に関する規定は、令和6年4月1日となっております。

次に、第13号議案、中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員

に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、市町村が介護サービスの事業の人員等の基準について条例を定める際に、従うべき基準または参酌すべき基準を定める複数の省令が改正されたことから、本市においても同様の基準を定める条例を改正するものです。

条例改正の主な内容としては、全ての指定地域密着型サービスにおいて、令和7年4月1日から、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加えて原則としてウェブサイトへの掲示を義務づけるものです。

また、居宅介護サービスについて、身体的拘束などの適正化のため、委員会の開催や指針の整備、定期的な研修の実施などを義務付け、さらに、認知症対応型共同生活介護などの一部のサービスにおける利用者の安全並びにサービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務付けるものです。

あわせて、生活介護サービスに対して、新興感染症が発生した際の対応を第二種協定指定医療機関との間で取り決めを行う努力義務を課すものとなっております。

なお、条例の施行日は、令和6年4月1日とし、重要事項をウェブサイトに掲載することを義務付ける規定は、令和7年4月1日となっております。

また、身体的拘束等の適正化のための措置については、令和7年3月31日までの間、利用者の安全等に資する方策を検討するための委員会の設置については、令和9年3月31日までの間、努力医療機関の設定については、令和9年3月31日までの間は努力義務とする経過措置が設けられております。

次に、第14号議案、中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、さきの第13号議案と同様、政令の改正に伴い、国の基準に合わせるものです。

条例改正の主なものとしては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の実施に当たって、重要事項の掲示又は表示の方法が見直されるものとなっております。

また、利用者に対する行動の制限について、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者においても、他の事業者と同じく利用者の生命や身体を保護するために緊急でやむを得ない場合を除き身体的拘束等を禁止するものとし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者においては、研修の実施等のその適正化のための措置を講じることとされております。

また、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に対しまして、業務の効率化に資する取組の促進を図るため、利用者の安

全等に資する方策を検討するための委員会の設置が義務付けられております。

さらに、１年に１回以上協力医療機関との間で、入所者の症状が急変した場合の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出ることの義務付けを行うなど、医療機関との連携強化を図る内容となっております。

なお、条例の施行日については、令和６年４月１日とし、重要事項をウェブサイトに掲載することを義務づける規定については、令和７年４月１日となっております。

また、身体的拘束等の適正化のための措置については、令和７年３月３１日までの間、利用者の安全等に資する方策を検討するための委員会の設置については、令和９年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられております。

次に、第１５号議案、中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、さきの第１３号議案と同様、政令の改正に伴い、国の基準に合わせるものです。

条例改正の主な内容としては、指定介護予防支援事業の実施に当たって、重要事項の掲示又は表示の方法を見直すことに加え、利用者の同意を得るなど一定の要件の下、テレビ電話などを活用したモニタリングを行うことを可能とするものとなっております。

なお、条例の施行日は、令和６年４月１日とし、重要事項をウェブサイトに掲載することを義務付ける規定については、令和７年４月１日となっております。

次に、第１６号議案、中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、さきの第１３号議案と同様、政令の改正に伴い、国の基準に合わせるものです。

条例改正の主な内容としては、指定居宅介護支援事業の実施に当たって、重要事項の掲示又は表示の方法を見直すことに加え、前６か月の間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護などの各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明し、理解を得る努力義務を課すものとなっております。

なお、条例の施行日は、令和６年４月１日とし、重要事項をウェブサイトに掲載することを義務付ける規定については、令和７年４月１日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第９号議案及び第１１号議案から第１６号議案までについては、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第１０号議案及び第１７号議案から第１９号議案まで並びに第２２号議案の条例改正５件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第１０号議案、中間市手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額の標準が見直されたことに伴うものです。

条例の改正内容としては、特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に係る審査の手数料の額を政令の標準額と同額に引き上げるものとなっております。

なお、条例の施行日は、令和６年４月１日となっております。

次に、第１７号議案、中間市レンタサイクル用自転車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正され、地方公共団体の公金事務の私人への委託に関する制度が見直されたことに伴うものです。

条例改正の主な内容としては、地方公共団体の公金事務の委託については、これまで、地方自治法施行令等の規定を根拠として行われてきましたが、法改正後は、地方自治法の規定を根拠として行うこととされたことから、本市のレンタサイクル用自転車の使用料の収納委託についても、根拠規定を地方自治法施行令から地方自治法に改めるものとなっております。

なお、条例の施行日は、令和６年４月１日となっております。

次に、第１８号議案、中間市市営住宅条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正されたことに伴うもの及び市営住宅駐車場の利便性の向上を図るものです。

条例改正の主な内容としては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例において同法を引用している箇所になぜか生じたことから、これを改めるものとなっております。

また、近年の自動車の大型化に伴い、市営住宅駐車場に駐車することができる自動車の大きさを拡大するとともに、新たに普通自動車についても駐車することができることとするものです。

なお、条例の施行日は、令和６年４月１日となっております。

次に、第１９号議案、中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、中間市営自動車駐車場において駐車することができる自動車の範囲を拡大するものです。

条例改正の主な内容としては、中間市営自動車駐車場に駐車することができる自動車の

大きさを拡大するとともに、新たに普通自動車についても駐車することができることとするものです。

また、中間市営自動車駐車場における使用者の資格要件を条例に規定するとともに、駐車場、自動車等の損傷を予防するため、中間市営自動車駐車場の使用に当たって、禁止される行為を明らかにするものとなっております。

なお、条例の施行日は、令和6年4月1日となっております。

次に、第22号議案、中間市水道事業給水条例及び中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、昨年5月26日に制定された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部が改正されることに伴うものでございます。

条例改正の主な内容としては、厚生労働大臣の水道法等による権限が水道整備及び管理行政にあっては国土交通大臣に、水質基準の策定等にあっては環境大臣に各々移管されることに伴い、条例で使用する用語を改めるものとなっております。

なお、条例の施行日は、令和6年4月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第10号議案及び第17号議案から第19号議案まで並びに第22号議案については、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

第6号議案、中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

非常に長い表題ですが、別名マイナンバー法改正法案と呼ばれていることから、この法律の意味することが分かります。

今、この法律の下で、マイナンバー保険証の情報登録の誤りや交付金受取口座のひもづけでの誤登録が判明するなど、この制度推進の過程でも次々と問題点が浮上しています。

もともと国民の利便性のために嚴重な個人情報管理と国民への適切な説明責任の上に構築された制度ではなく、あくまでも大企業の利潤追求の目的から強引に進めてこられた制度です。

また、こうした公的情報を民間企業に明け渡すことがいかに危険であるかは、今までに発生した大量の情報漏えい事件でも明白ですし、また、昨今、LINEやフーの個人情報漏れも発覚をしています。

このまま推移しますと、警察管理の免許証の導入から、その利活用まで進む計画のようですので、国民の個人情報は丸裸にされた上に、暗闇の情報操作が危惧されます。

今回の企業団体との癒着をめぐる政界の実態は、こうした国民の権利より企業の利権が全てに優先することを見事にさらけ出しました。

国民の権利侵害の危険性の高い法律の具体的運用である本条例案については、反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第6号議案から第22号議案までの条例改正17件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第6号議案、中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第6号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案、中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第８号議案、中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第８号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第９号議案、中間市市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第９号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第１０号議案、中間市手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第１０号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第１１号議案、中間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第１１号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第１２号議案、中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第１２号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第１３号議案、中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの

事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第14号議案、中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第15号議案、中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第16号議案、中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第17号議案、中間市レンタサイクル用自転車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第18号議案、中間市市営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第19号議案、中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案、中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第21号議案、中間市中央公民館条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第22号議案、中間市水道事業給水条例及び中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22. 請願第1号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第22、請願第1号、学校給食の無償化継続を求める請願を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております請願第1号、学校給食の無償化継続を求める請願について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回提出されました請願の趣旨としましては、憲法第26条「義務教育は、これを無償とする。」と定められておりますが、実際に無償化されているものは、授業料と教科書代に限られており、学校給食費は重い負担になっております。

さらに、最近の物価高騰で市民生活が厳しくなっている中、学校給食の無償化は全国の500近い自治体で実施されているように、市民生活を守るためにもその実施は切実なものであることから、学校給食の無償化を令和5年度に引き続き来年度以降も継続するよう継続実施することを求めるというものです。

最後に採択いたしました結果、請願第1号は全員賛成で採択とすべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

公明党の阿部伊知雄です。

学校給食無償化は、公明党もぜひ実現したい政策の一つです。過去には、国の政策として、義務教育の教科書無償化を実現させました。また、児童手当の創設・拡充など、子どもを育てる環境の整備に公明党は地道に取り組んでまいりました。

現在、国の政策としての学校給食無償化の実現の見通しはいまだに立っていません。

ゆえに、物価高騰が続く状況の中、中間市において少しでも安心して子育てができる環境を整えていくことは大切なことだと思います。

2022年12月の定例議会でも、中尾議員が所得制限のない学校給食無償化を求める

一般質問を行っています。また、公明党中間市議団として、給食費の無償化の推進の要望書も市長に提出をしています。

したがって、今回の請願第1号、学校給食無償化継続を求める請願書に対し、公明党は賛成いたします。

公明党としては、今後も国の政策としての学校給食無償化の実現を地方議員と国会議員のネットワークを生かして、国に求めてまいります。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、請願第1号、学校給食の無償化継続を求める請願を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきであるとするものであります。本請願を委員長の報告のとおり採択することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

日程第23. 第23号議案

日程第24. 第24号議案

日程第25. 第25号議案

日程第26. 第26号議案

日程第27. 第27号議案

日程第28. 第28号議案

日程第29. 第29号議案

日程第30. 第30号議案

日程第31. 第31号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第23、第23号議案から日程第31、第31号議案までの令和6年度各会計予算9件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。中尾議員。

○議員（10番 中尾 淳子君）

第23号議案、令和6年度中間市一般会計予算のうち、物価高騰経済支援商品券配布事業について、お伺いいたします。

中間市は、これまで全世帯向け事業として、ごみ袋の配布事業、水道料金減免事業を行ってきましたが、令和6年度は全世帯の3,000円の商品券を配布するようにした理由をお聞かせください。

○議長（中野 勝寛君）

村上建設産業部長。

○建設産業部長（村上 智裕君）

このたび、物価高騰に対する経済支援を主な目的として、国の重点支援地方交付金と臨時経済対策交付税の一部を財源といたしまして、全世帯に対して3,000円の商品券を配布することで、市民の皆様の経済的な支援を行い、商品券が利用されることで、市内の商店等に還元され、経済を潤すという二つの効果を期待いたしております。

○議長（中野 勝寛君）

中尾議員。

○議員（10番 中尾 淳子君）

確かに、ごみ袋配布や水道料金の減免事業で浮いたお金が市内で使われる保証はありません。

今回は、商品券を市内で使ってもらい、地域経済の活性化につなげたいという考えから、3,000円の商品券配布にしたということで、理解をいたしました。

それでは、予算額7,569万8,000円のうち、市の負担額はいくらで、経済効果はどのくらいと見込んでおられますでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

村上建設産業部長。

○建設産業部長（村上 智裕君）

予算額7,569万8,000円のうち、市の負担額は5,652万2,000円を予定しております。

また、経済効果につきましては、直近の世帯数が約2万500世帯でありますことから、3,000円の商品券を配布することで、約6,150万円ほどの経済効果を見込んでいるところでございます。

○議長（中野 勝寛君）

中尾議員。

○議員（10番 中尾 淳子君）

以上です。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに質疑はありませんか。掛田議員。

○議員（９番 掛田るみ子君）

第２３号議案、令和６年度中間市一般会計予算のうち、通谷横断歩道撤去業務委託と御館・通谷線歩道整備工事予算は関連がありますので、あわせてお聞きします。

これは、令和６年度に通谷の歩道橋を撤去し、令和６年から７年にかけて、筑豊電鉄の線路沿いに歩道を整備するための予算になります。

全員協議会でいただいた資料によれば、歩道橋は定期点検により、劣化が著しいことから撤去するということでした。

国土交通省が示している歩道橋の健全性の判断区分には４段階あり、区分Ⅰは健全、区分Ⅱは予防保全段階、区分Ⅲは早期措置段階、区分Ⅳは緊急措置段階と分けられています。

中間市の定期点検はいつ行われ、どのような判定が下りているのか、また、耐震化はなされているのか、お伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

村上建設産業部長。

○建設産業部長（村上 智裕君）

通谷歩道橋の点検につきましては、過去に三度行われておりまして、平成２６年度、平成２８年度、令和３年度に点検を行っております。点検結果は、全てにおいて区分Ⅲ、早期措置段階となっております。

また、耐震化につきましては、通谷横断歩道橋は昭和５６年２月に竣工されており、当時の技術基準は満たした設計と考えておりますが、経年劣化が著しく、耐震としてはかなり低下していると考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（９番 掛田るみ子君）

平成２６年、１０年前の定期点検で、区分Ⅲ、早期措置段階との判定が出ており、早期に対策を行う必要がある状態であったこと、また、歩道橋の完成は昭和５６年で４３年前であることから、耐震の保証はできないことが分かりました。

それでは、歩道橋を新しく建て替えるとの判断に至らなかった理由をお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

村上建設産業部長。

○建設産業部長（村上 智裕君）

通谷横断歩道橋につきましては、自治会連合会や南校区自治会を中心に、撤去を望む要望書などが出された経緯もありましたので、新規建替えではなく、修繕もしくは撤去の二つの案で検討してまいりました。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（９番 掛田るみ子君）

定期点検で、区分Ⅲ、早期措置段階との判定が出てから既に１０年も経過し、老朽化が著しく、自治会連合会や南校区自治会などから撤去の要望が出されていることもあり、建替えではなく、撤去し新たに歩道整備するという判断に至ったことが分かりました。

さて、ハピネスなかま方向の線路沿いに歩道を設けることは、歩道橋を利用できない高齢者や障がいをお持ちの方には大変ありがたいことであります。

歩道橋撤去前に歩道を整備できないものか、お伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

村上建設産業部長。

○建設産業部長（村上 智裕君）

歩道を新たに設置するためには、線路敷地と車道の間に歩道をつくるスペースを確保する必要がありますが、車道を移動させるスペースに横断歩道橋の一部が干渉するため、横断歩道橋の撤去を先行して行う計画といたしているところでございます。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（９番 掛田るみ子君）

歩道を新設することに伴い、車道を確保するためには歩道橋を先に撤去しなければならないことが分かりました。

以上で質疑を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております令和６年度各会計予算９件は、会議規則第３７条第１項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第３２．第３２号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第３２、第３２号議案、中間市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第３２号議案、中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、介護保険法の規定により実施する３年に一度の介護保険事業計画の見直しにおいて、来年度から令和８年度までの３年間を計画期間とする第９期介護保険事業計画について、本市の附属機関であります中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会に諮問し、同委員会からの答申を受けまして、介護保険料の改定を行うものでございます。

第１号被保険者の介護保険料につきましては、被保険者数、要介護認定者数、居宅サービスの利用者数及び施設入所者数等の過去の実績を基に、計画期間における各サービスの見込み量や給付費を推計し、設定することとされております。

それでは、条例改正の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、基準保険料額につきましては、月額では６，１６０円から５，８５４円へと３０６円の引下げ、年額では７万３，９２０円から７万２４８円へと３，６７２円の引下げを行うことといたしております。

なお、保険料の抑制措置といたしまして、介護給付費準備基金から２億３，０００万円を取り崩し、保険料の上昇を抑えることといたしております。

また、保険料の所得段階につきましては、本市の第８期介護保険事業計画と同様の１３段階を維持しつつ、各所得段階において乗じる割合につきましては、介護保険法施行令において国が定める標準に準ずるものといたしております。

さらに、市民税本人課税層に当たる所得段階につきまして、所得段階間における保険料の急激な上昇の抑制を図ることといたしております。

なお、公費を投入して低所得者の介護保険料を軽減することを目的として、市民税非課税世帯である第１段階から第３段階までの保険料率を引き下げる規定につきまして、国の基準と同様の引下げを行うものといたしております。

今後も、高齢者の尊厳が保たれ、介護が必要な高齢者が地域で安心して生活できるよう、事業計画の推進と制度の安定的な運営に鋭意努力してまいり所存でございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和６年４月１日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第３２号議案は、会議規則第３７条第１項の規定により、所管の市民厚生委員会に付託いたします。

日程第３３．会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 33、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定により、議長において、柴田芳信君及び大和永治君を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。

午前 11 時 03 分散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 柴 田 芳 信

議 員 大 和 永 治